

老人短期入所施設（特別養護老人ホームいこいの森）

(指定短期入所生活介護)

運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美楽会が開設する特別養護老人ホームいこいの森（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関するることを定め、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自律的な日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 老人短期入所施設（特別養護老人ホームいこいの森）
- (2) 所在地 岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢497番1

2 営業日及び営業時間については次のとおりとする。

- (1) 介護業務 年中無休24時間体制
 - (2) 事務・相談業務 月曜日から金曜日のうち、祝日、7月1日及び12月30日から1月3日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。
- 3 通常の事業実施地域は奥州市及び金ヶ崎町とする。

第2章 利用定員

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は17名とする。

(ユニット数及びユニットの利用定員)

第5条 ユニット数は2とし、1ユニットの利用定員は8名又は9名とする。このほか、指定介護老人福祉施設の空床を利用する場合がある。

第3章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の区分及び定数)

第6条 施設に次の職員を置く。ただし、介護職員を除き指定介護老人福祉施設との兼務とする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医師 1名以上
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 介護職員 8名以上
- (5) 看護職員 1名以上
- (6) 管理栄養士 1名以上
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
- (8) 介護支援専門員 1名以上

2 事務職員、その他の職員は施設の実情に応じ管理者が定める。

(職務)

第7条 職員の職務は次の通りとする。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 管理者 | 職員の管理・業務その他の管理を一元的に行う。 |
| (2) 医師 | 利用者の管理及び療養上の指導を行う。 |
| (3) 生活相談員 | 利用者の生活上の諸相談、援助の企画立案、実施等を行う。 |
| (4) 介護職員 | 利用者の日常生活全般の介護・支援を行う |
| (5) 看護職員 | 利用者の保健衛生、看護業務を行う。 |
| (6) 管理栄養士 | 利用者の栄養指導、給食管理を行う。 |
| (7) 機能訓練指導員 | 利用者の日常生活を営むために必要な機能の改善、維持するための訓練を行う。 |
| (8) 介護支援専門員 | 利用者の施設サービス計画の作成等入所者の介護支援業務を行う。 |
| (9) 事務職員 | 施設の庶務及び会計事務等を行う。 |

第4章 同意と契約

(サービス等の内容説明)

第8条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

第5章 サービスの提供

(短期入所生活介護計画の作成)

第10条 施設は、相当期間以上にわたり継続している入所することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービスの目標とその達成時期、サービス内容、サービス提供で留意すべき事項等を記載した、短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成する。
3 短期入所生活介護計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。

(サービス提供の方針)

第11条 施設は、利用者の心身の状況等に応じて、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう適切な処遇を行うものとする。

- 2 施設は、サービスの提供に当たっては、短期入所生活介護計画に基づいて行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。
3 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項をわかりやすく説明するものとする。
4 施設は、利用者本人又は他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。
5 施設は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(サービス内容)

第12条 指定短期入所生活介護のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴、排泄、食事等の介護の実施
- (3) 機能訓練の実施
- (4) 健康管理

- (5) 短期入所生活介護計画の作成
- (6) 生活相談
- (7) 理容・美容
- (8) レクリエーション
- (9) 入退所時の送迎

(食事の提供)

第 13 条 施設は、食事の提供に当たっては、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うものとする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように努めるものとする。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7 時 30 分～
- (2) 昼食 正午～
- (3) 夕食 午後 6 時～

(相談及び援助)

第 14 条 施設は、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他 の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 15 条 施設は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能を回復し又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 16 条 医師又は看護職員は、必要に応じて健康維持のための適切な措置並びに指導を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第 17 条 施設は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第 18 条 施設は、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重に影響を及ぼす可能性の高い高齢者虐待の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(利用料)

第 19 条 施設が、サービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（以下「費用基準額」という。）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、費用基準額から事業者に支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 滞在に要する費用は、1 日当たり 2,066 円とする。ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合はその限度額による。

4 食費は、1 日当たり 1,800 円（朝食 500 円 昼食 650 円 夕食 650 円）とする。ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合はその限度額による。

5 施設は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合において、第 3 項及び第 4 項に定める利用料を変更する場合は、利用者又は家族等に対して説明し、同意を得るものとする。

6 第 1 項から第 4 項に掲げるもののほか、運営基準に定められたその他の費用として次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 理美容代 実費
- (2) 行事費 実費
- (3) クラブ活動材料費 実費
- (4) クリーニング代 実費（施設内での洗濯に適さないもの。）

(5) 電気料	テレビ、電気毛布、加湿器、冷蔵庫 ラジオ、CD ラジカセ、携帯電話、タブレット、パソコン	1 日 30 円 1 日 10 円
(6) コピーディスプレイ代	1 面 10 円	
(7) Wi-Fi 利用料	1 日 100 円	

7 運営基準に定めのない費用として、次に掲げる費用を徴収するものとする。

- (1) 家族室代 1 泊 1 室 1,000 円
- (2) 付添寝具代 1 泊 1 人 1,000 円
- (3) 付添食代 朝食 500 円 昼食 650 円 夕食 650 円

8 施設は、第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項に掲げる費用の徴収に当たっては、利用者又は家族等に対して、説明し同意を得るものとする。

第 6 条 留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 20 条 利用者はサービス利用に当たって次のことを遵守しなければならない。

- (1) 管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るよう努めること。
- (2) 外出をする場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。

(衛生保持)

第 21 条 利用者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために事業所に協力するものとする。

(禁止行為)

第 22 条 利用者は、施設内で次の行為を行ってはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設又は物品に損害を与える、若しくはこれを持ち出すこと。
- (6) その他公序良俗に反すること。

(入居者に関する市町村への通知)

第 23 条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 7 章 従業者の服務規程と質の確保

(業務体制の確保等)

第 24 条 施設は、適切なサービスを提供できるよう必要な業務体制を整えるとともに、従業者の資質向上のため継続的に研修の機会を設けるものとする。

(衛生管理等)

第 25 条 施設は、設備等の衛生管理に努め、また、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療機器等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第 26 条 施設及び職員は、業務上知り得た、利用者又は家族等の秘密を保持することを厳守するものとする。

2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

第8章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応方法)

第 27 条 施設は、利用者の容体に変化があった場合は、主治の医師又は協力病院医師に連絡する等必要な措置を講じるほか、家族等に速やかに連絡するものとする。

(事故発生時の対応)

第 28 条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。ただし、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りでない。

(非常災害対策)

第 29 条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに防災に関する計画を作成し、1年に2回、避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(業務継続計画の策定等)

第 30 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するものとし、必要な研修や訓練を定期的に実施するものとする。

(協力病院等)

第 31 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、協力病院並びに協力歯科医療機関（以下、「協力病院等」という。）を定めるものとする。

(掲示)

第 32 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院等、利用料その他のサービスの選択に資する重要な事項を掲示するものとする。

(苦情処理)

第 33 条 施設は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、提供するサービスに対する利用者からの苦情に関し、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとし、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第 34 条 施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携、協力をを行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(会計の区分)

第 35 条 施設は、サービス事業の会計と、その他の事業の会計とを区分するものとする。

(記録の整備)

第 36 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(補則)

第37条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。